

生活保護の しおり (概要版)



保護の申請は日本国民であれば誰でも申請できます

～ 生活保護とは ～

生活保護（以下「保護」という）は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、「生活に困っている全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する」とともに、その人が「自立した生活を送れるよう支援する」制度です。

- 申請保護の原則
保護は本人や扶養義務者、同居の親族からの申請により開始されます。
- 世帯単位の原則
保護は世帯を単位として行われます。
- 基準・程度の原則
保護の金額は、国において決定された基準により決められ、年齢・世帯構成・所在地域・健康状態などに応じて不足分を補います。

生活保護を利用するために必要な条件

○ 他の法律や制度の活用について

年金や各種手当など、生活保護以外の法律や制度で活用できるものがある場合は、すべて活用していただくことになります。

例： 公的年金、雇用保険、健康保険、児童手当、児童扶養手当
介護保険サービス、障害福祉サービス など

○ 資産の活用について

保有する現金や預貯金などは活用していただくことになります。土地、家屋などの不動産、自動車や二輪車、加入している生命保険、その他の資産についても、原則、処分又は解約していただくことになりますが、**一定の要件を満たせば認められる場合があります。**

～ 裏面につづきます ～

○稼働能力の活用について

働くことが可能な方には、能力に応じて働いていただきます。

※仕事探しなど、働くために必要な支援が受けられます。

○扶養義務者(家族等)からの援助について

扶養義務者から援助を受けることが可能な方は、援助を受けていただきます。

扶養義務者の援助については、金銭的援助の他、精神的な援助など、どの範囲で関わっていただけるか確認させていただきます。

なお、扶養義務者との関係が、著しく不良と判断した場合には扶養照会を行いません。

よくあるご質問 Q&A

Q. 車を持っていると保護の申請はできないと知人に聞きました・・・

A. 車を持っていても保護の申請はできます。

保有を認めるかどうかは、保護申請後の調査から始まり、障害のある方や深夜、早朝通勤で必要な方など、個別の世帯現状に応じて一定の要件が満たされているかで判断し、保護の開始後に決定します。

Q. 働いていますが生活が苦しいです。働いていると生活保護は利用できませんか

A. 働きながら生活保護を利用している方はたくさんいます。給料やボーナスなどの収入はすべて申告していただき、得た収入で不足する分が保護費として支給されます。

生活にお困りの方の **ご相談は**

釧路市役所本庁舎1階 社会援護課 へお越しいただくか、
☎23-5151 へ、お電話でご相談ください

詳しくは



または

釧路市 生活保護

検索

から釧路市ホームページをご覧ください

釧路市 福祉部 社会援護課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所本庁舎1階